

裏面白紙

昭和二十二年三月四日

大蔵省令
第五四十二號

昭和二十年勅令第五四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基き昭和二十一年大蔵省令第四號日本證券取引所の有價証券買取引換業務特別會計に關する附屬に關する件を、次のように改正する。

昭和二十二年三月 日

大蔵大臣 石橋 湛山

司法大臣 木村 篤太郎

第一條 この省令施行の際現に日本證券取引所の有價証券の有價証券
券買取引事業特別會計に屬している財産は、この省令施行の日
から日本證券取引所に屬しないものとし、これを法人とする。

前項の規定による法人（以下特別財産という。）は、附屬機關
監理委員會が、これを管理する。

第二條 特別財産に屬する財産の管理及び処分をなす権限は、附屬
機關監理委員會に專屬する。

特別財産に屬する訴については、附屬機關監理委員會を以て原
告又は被告とする。

第三條 この省令施行の際現に存する日本證券取引所に對する債權
で、従前の第二條に規定するものは、この省令施行の日から、特
別財産に對する債權となるものとし、日本證券取引所の他の財産
については、その執行を受けることができないものとする。

前項に規定する特別財産に屬する債權は、大藏大臣及び司法大

臣の指示に従つて、これを辨別しなけれはならない。

第四條 特別財産の管理に關する事項は、大藏大臣の監督に屬する。

附 則

この省令は、關稅機關整理委員會の成立の日から、これを施行する。

この省令施行前になした行為に對する罰則の適用については、左の條の例による。

裏面白紙